

# 別表第3 小規模保育事業（B型）（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算Ⅰ						
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定				
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		(注) ⑦		(注) ⑦				
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	178,020	(236,260)	173,390	(231,630)	+	1,670	(2,250)	×加算率	1,620	(2,200)	×加算率
			乳児	236,260		231,630		+	2,250 ×加算率		2,200 ×加算率			
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	137,810	(196,050)	134,890	(193,130)	+	1,270	(1,850)	×加算率	1,240	(1,820)	×加算率
			乳児	196,050		193,130		+	1,850 ×加算率		1,820 ×加算率			

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

保育士比率向上加算			
(注)		⑧ 処遇改善等加算 I (注)	

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算			
(注)		⑨ 処遇改善等加算 I (注)	

10/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児 +	11,260	(18,770)	+	110	(180)	×加算率	+	116,480	(58,240)	+	1,160	(580)	×加算率
			乳児 +	18,770		+	180		×加算率	+	58,240		+	580		×加算率
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児 +	9,960	(17,470)	+	100	(170)	×加算率	+	116,480	(58,240)	+	1,160	(580)	×加算率
			乳児 +	17,470		+	170		×加算率	+	58,240		+	580		×加算率

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分
①	②	③	④

休日保育加算	
⑩ 処遇改善等 加算 I	

夜間保育加算	
⑪ 処遇改善等 加算 I	

10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳 児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳 児

休日保育の年間延べ利用子ども数	
～ 210人	191,700
211人～ 279人	204,500
280人～ 349人	230,200
350人～ 419人	255,800
420人～ 489人	281,500
490人～ 559人	307,200
560人～ 629人	332,800
630人～ 699人	358,500
700人～ 769人	384,200
770人～ 839人	409,800
840人～ 909人	435,500
910人～ 979人	461,200
980人～1,049人	486,800
1,050人～	512,500

1,910×加算率
2,040×加算率
2,300×加算率
2,550×加算率
2,810×加算率
3,070×加算率
3,320×加算率
3,580×加算率
3,840×加算率
4,090×加算率
4,350×加算率
4,610×加算率
4,860×加算率
5,120×加算率

各月初日の 利用子ども数
-----------------

+	44,660	+	390×加算率	+
+	30,120	+	240×加算率	+

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算	
				加算額	
				標準	都市部 ⑫
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	2,800	3,000
			乳児		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	1,700	1,900
			乳児		

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	賃借料加算		連携施設を設定しない場合 ⑭	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑮	管理者を配置していない場合				
				加算額				処遇改善等加算Ⅰ				
				標準	都市部	⑯						
10/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	a地域	20,300	22,600	-		-	36,120	+	360×加算率
			乳児	b地域	11,200	12,400						
				c地域	9,700	10,800						
				d地域	8,700	9,700						
	+			2,050	-	$(⑥+⑦+⑩) \times 10/100$	-					
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児	a地域	25,700	28,600	-		-	22,810	+	220×加算率
			乳児	b地域	14,200	15,700						
				c地域	12,300	13,700						
d地域				11,000	12,300							
+				1,290	-	$(⑥+⑦+⑩) \times 10/100$	-					

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に 超過する場合 ⑮
				月に1日土曜 日を閉所する 場合	月に2日土曜 日を閉所する 場合	月に3日以上 土曜日を閉所 する場合	全ての土曜日 を閉所する場 合	
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	$(\textcircled{6}+\textcircled{7})$ $+\textcircled{9}+\textcircled{11})$ $\times 2/100$	$(\textcircled{6}+\textcircled{7})$ $+\textcircled{9}+\textcircled{11})$ $\times 4/100$	$(\textcircled{6}+\textcircled{7})$ $+\textcircled{9}+\textcircled{11})$ $\times 7/100$	$(\textcircled{6}+\textcircled{7})$ $+\textcircled{9}+\textcircled{11})$ $\times 9/100$	$(\textcircled{6}\sim\textcircled{17})$  $\times 81/100$
			乳児					
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	$(\textcircled{6}+\textcircled{7})$ $+\textcircled{9}+\textcircled{11})$ $\times 2/100$	$(\textcircled{6}+\textcircled{7})$ $+\textcircled{9}+\textcircled{11})$ $\times 5/100$	$(\textcircled{6}+\textcircled{7})$ $+\textcircled{9}+\textcircled{11})$ $\times 7/100$	$(\textcircled{6}+\textcircled{7})$ $+\textcircled{9}+\textcircled{11})$ $\times 9/100$	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人～30人 $(\textcircled{6}\sim\textcircled{17}) \times 80/100$ 31人～40人 $(\textcircled{6}\sim\textcircled{17}) \times 75/100$ 41人～ $(\textcircled{6}\sim\textcircled{17}) \times 70/100$
乳児								

## 加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① $48,900 \times \text{人数A}$ ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② $6,110 \times \text{人数B}$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
処遇改善等加算Ⅲ	㉒	別に定める額 $\times$ 平均年齢別利用子ども数  $\div$ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 平均年齢別利用子ども数については、別に定める												
冷暖房費加算	㉓	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,800</td> <td>4 級 地</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,590</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,570</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,800	4 級 地	1,240	2 級 地	1,590	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,570			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
1 級 地	1,800	4 級 地	1,240												
2 級 地	1,590	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,570														
除雪費加算	㉔	6,120	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉕	$154,880 \div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉖	$160,000$ （限度額） $\div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉗	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 ( 76,960 + 760<math>\times</math>加算率 )  <math>\div</math> 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 ( 50,000 + 500<math>\times</math>加算率 )  <math>\div</math> 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000 <math>\div</math> 各月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	A	基本額 ( 76,960 + 760 $\times$ 加算率 )  $\div$ 各月初日の利用子ども数	B	基本額 ( 50,000 + 500 $\times$ 加算率 )  $\div$ 各月初日の利用子ども数	C	基本額 10,000 $\div$ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設						
A	基本額 ( 76,960 + 760 $\times$ 加算率 )  $\div$ 各月初日の利用子ども数														
B	基本額 ( 50,000 + 500 $\times$ 加算率 )  $\div$ 各月初日の利用子ども数														
C	基本額 10,000 $\div$ 各月初日の利用子ども数														
第三者評価受審加算	㉘	$150,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	㉙	別に定める額 $\times$ 年齢別平均利用児童延べ数  $\div 3$ 月初日の利用子ども数	※1 3月初日の利用子どもの単価から減算 ※2 年齢別平均利用児童延べ数については、別に定める												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

処遇改善等加算Ⅲに係る別に定める額 小規模保育事業（B型）（保育認定）

定員区分	年齢区分	処遇改善等加算Ⅲ
6人から 12人まで	1、2歳児	6,700
	乳児	8,970
13人から 19人まで	1、2歳児	5,070
	乳児	7,340

国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に係る別に定める額 小規模保育事業（B型）（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合
10/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	1,190
		乳児	1,770
	13人から 19人まで	1、2歳児	970
		乳児	1,560